

問題文の行為をそのまま抽出→何罪か（読んでる途中にメモする）

共犯の場合：実行行為者をまず書き、その後、共犯者の順

共犯者が複数：実行行為者に近い順（行為者、共同正犯、共謀共同正犯の順）（従犯も同じ）

第1 甲の罪責（複数ある場合は項立てする）【full ver】

1, ○○罪

甲は、～（問題文の事情）を行っている。かかる行為について、○○罪（刑法○○条）が成立しないか。

（1）構成要件該当性

ア. ○○罪が成立するための構成要件は、①～、②～、③～である。

イ（争いのない要件）. 本件において、甲は、～（問題文の事実）であり、①である。

②～

ウ（争いのある要件）. では、甲は、③～といえるか。本件では、甲が～であるため問題となる。

この点、③の趣旨→これを本件についてみると～（問題文）。したがって、甲は③である。（論理→当てはめ）

エ. そして、甲は自らの意思で～行為に及んでおり、甲には○○の故意があるといえる

オ. 以上より、甲の行為は○○罪の構成要件に該当する。

甲には○○罪が成立する（（2）、（3）がないことが明らかな場合）

（2）違法性：行為を書いて、成否を検討。（（1）と同じ流れ）

（3）責任：定義と当てはめ

第1 甲の罪責（複数ある場合は項立てする）【ウを短縮した場合】

1, ○○罪

甲は、～（問題文の事情）を行っている。かかる行為について、○○罪（刑法○○条）が成立しないか。

(1) 構成要件該当性

ア. ○○罪が成立するための構成要件は、①～、②～、③～である。

イ（争いのない要件）. 本件において、甲は、～（問題文の事実）であり、①である。

②～

ウ（争いのある要件）. また、甲は、～（問題文）であり、③～といえるかが問題となるが、～（問題文の事情＋定義）である。したがって、③に当たる。

エ. そして、甲は自らの意思で～行為に及んでおり、甲には○○の故意があるといえる

オ. 以上より、甲の行為は○○罪の構成要件に該当する。

甲には○○罪が成立する（(2)、(3)がないことが明らかな場合）

(2) 違法性：行為を書いて、成否を検討。（(1)と同じ流れ）

(3) 責任：定義と当てはめ

第1 甲の罪責（構成要件該当性のみが問題となる場合）【短縮版】

1, ○○罪

甲は、～（問題文の事情）を行っている。かかる行為について、○○罪（刑法○○条）が成立しないか。

(1) ○○罪が成立するための構成要件は、①～、②～、③～である。

(2)（争いのない要件）. 本件において、甲は、～（問題文の事実）であり、①である。

②～

(3)（争いのある要件）. また、甲は、～（問題文）であり、③～といえるかが問題となるが、～（問題文の事情＋定義）である。したがって、③に当たる。

(4) そして、甲は自らの意思で～行為に及んでおり、甲には○○の故意があるといえる

(5) 以上より、甲には○○罪が成立する

2. △△罪

甲は～（問題文）しているところ、かかる行為は～（定義（条文の文言を使う）ex）「暴行」：不法の有形力の行使）に当たる。

したがって、甲には△△罪（刑法△△条）が成立する。

3. ××罪

甲は、Yに対して「暴行」「侵入」（「」書きを使う）を行っており、甲には××罪（刑法××条）が成立する。【これが1番シンプルな当てはめパターン】

※（たしかに～（－要素）。しかし～（＋要素）。したがって～。）←この書き方は今のところ○、司法試験では△。－と＋が論理必然関係にないため。

※罪数処理も忘れずにね。

【共謀共同正犯の答案例】

甲：共謀共同正犯

乙：実行犯

第1 乙の罪責

1. ○○罪

乙が～したこういについて、○○罪（刑法○○条）がせいりるしないか。

(1)

(2)

(3)

(4) 以上により、乙には○○罪（甲との共謀共同正犯（刑法 60 条））が成立する。

第2 甲の罪責

1. ○○罪

乙が～した行為について、甲に○○罪が成立しないか。

甲は、実行行為を分担していないため、かかる場合にも「実行した」（刑法 60 条）として共同正犯が成立するかが問題となる。

(1) 共同正犯の処罰根拠は、共同実行の意思の下、他人の行為を相互に利用・補充し、物理的・心理的因果性を及ぼし合い、構成要件に該当する結果発生の蓋然性を高めた点にある。

したがって、かかる相互利用・補充関係の下、物理的・心理的因果性を及ぼし合い結果発生_{の蓋然性を高めた場合には、何ら実行行為を行っていない者に対しても、共同正犯として罪責を問うことができる}と考えられる。

もっとも、共謀共同正犯もあくまで「正犯」であることから、実行行為を分担していない者について共謀共同正犯を認めるには、①共謀、②共謀に基づく実行行為に加え、③正犯意思が必要であると解する。

(2) これを本件についてみると～（あてはめ）

(3) したがって、甲には○○罪の共謀共同正犯が成立する。